

令和7年第4回（12月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質問の趣旨	資料/担当課
<p>自民・笑顔の会 代表質問 西川 宏 議員</p>	<p>1. 本市の誇る文化財の適切な保存と将来に向けた発展的な取り組みを (1) 本市文化財の保存・活用の現状と課題について ①本市における国の重要文化財（じないまちや重要文化財の建造物・工芸品など）の状況について聞く ②老朽化対策や修繕・維持管理の状況と予算配分について問う ③文化財を活かした地域活性化や観光振興の取組み（例：ガイドの育成、VR/AR技術の活用、イベントの開催など）の現状と、今後の具体的な計画について、また、市民への啓発活動や文化財学習の機会提供についても併せて問う (2) 文化財の防災・災害対策の強化について ①文化財、特に建造物や史料などの防災・防火対策（例：消火設備の充実、耐震補強、避難・救出計画の策定など）及び関係機関（消防、警察、ボランティア団体等）との連携訓練の実施状況、今後強化していくべき点について聞く ②災害発生時における文化財レスキュー（救出・保全）体制の構築状況について聞く (3) 教育分野との連携強化について ①市内の小中学校における文化財学習の現状と、今後の強化策について問う（富田林じないまちや重要文化財などを活用した体験型学習や、授業への専門家の派遣、教材開発などの具体的な計画はあるのか） ②文化財の維持管理の課題について、市民や子どもたちが理解を深めるための啓発活動や学習プログラム（例：文化財サポーターの育成、修繕現場の見学機会提供など）をどのように展開しているのか問う (4) 観光分野との連携による地域振興について ①文化財を核とした観光ルート開発や地域ブランディングの取組みについて問う。特に、富田林じないまちを訪れる観光客を市内の他の歴史スポット（例：古墳、他の寺社など）へ誘導する周遊促進策はあるのか ②本市文化財の情報を国内外へプロモーションにどのように活用し、観光客誘致に繋げているのか。また、観光施設や宿泊・飲食業者との連携によるインバウンド対策の具体的な取組みについて聞く ③歴史的景観の保全（例：じないまちの電線地中化、景観条例の適用など）と、観光客の受け入れ体制（例：トイレ、駐車場、多言語対応など）の整備について、現状の課題と今後の整備計画について問う (5) 国宝指定を目指す取組みの推進について ①市として現在、国宝指定の可能性を検討している文化財はあるのか。また、その選定方法や条件などについて問う ②周辺自治体で国宝を所有している自治体の有無とその詳細について聞く ③本市も文化財の国宝指定を目指して行くべきと考えるが市の見解を聞く</p>	<p>資料1/ 文化財課 教育指導室</p>
	<p>2. 本市における将来的な公園のあり方について考える (4) 富田林市立中野テニスコートの敷地について ①中野テニスコートの利用料（本市が利用者から徴収している料金）について聞く ②中野テニスコートの直近5年間の利用件数について聞く ③敷地の利用料について詳細を聞く（支払い先、いつから、どのような経緯でなど）</p>	<p>資料2/ 生涯学習課</p>

令和7年第4回（12月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質問の趣旨	資料/担当課
<p>自民・笑顔の会 代表質問 西川 宏 議員</p>	<p>3. ICT教育およびプログラミング教育の推進を求めて</p> <p>(1) ICT教育の現状と課題認識について</p> <p>①端末の活用状況について</p> <p>i 児童生徒1人1台端末の活用率について、どのように把握しているか</p> <p>ii 授業中でのICT活用の実態（平均利用時間、教科別の活用状況など）はどのような状況か</p> <p>②教職員のICT活用能力向上について</p> <p>i 教職員のICT研修は年間どの程度実施されているか</p> <p>ii 校務支援システムの活用状況はどの程度進んでおり、教員の業務削減につながっているのか</p> <p>(2) ICT環境整備の進捗と課題について</p> <p>①通信環境と機器の更新計画について</p> <p>i 各学校におけるWi-Fi環境の速度や安定性について、問題点の把握と改善景観はどうか</p> <p>ii 端末の老朽化に対して更新サイクルや更新予算の見通しをどのようにたてているのか</p> <p>②ICT支援員の配置状況について</p> <p>i ICT支援員の配置数と活動内容について</p> <p>ii 増員や配置時間の拡充を検討しているのか</p> <p>(3) 学力向上・個別最適化学習への活用について</p> <p>①学力向上への効果検証について</p> <p>i ICT活用が学力テストの結果や学習理解度にどのように影響を与えているのか、分析を行っているのか</p> <p>ii 特に遅れがちな児童生徒へのフォローにICTをどのように活用しているのか</p> <p>②個別最適化学習の推進について</p> <p>i Aiドリル・学習ログ分析ツールの導入状況はどうか</p> <p>ii 教員が児童生徒の学習状況をデータで把握し、指導に生かせる体制は整っているのか</p> <p>(4) 情報モラル教育と生成AI活用について</p> <p>①情報モラル教育の体系化について</p> <p>i 小中学校での情報モラル教育の年間指導計画はどのように構築されているか</p> <p>ii SNSやネットトラブルに関する最新の指導内容は取り入れているか</p> <p>②生成AIの活用に関する市の方針について</p> <p>i 授業での生成AI利用について、市としてのガイドライン策定状況はどうか</p> <p>ii 教員の生成AIリテラシー向上や児童生徒への指導はどのように進めているか、進める予定か</p> <p>(5) 今後のICT教育の方向性について本市としてICT教育の中期的なビジョン（3～5年計画）はどのように描いているか</p> <p>(6) プログラミング教育について</p> <p>①小中学校におけるプログラミング教育の具体的な指導内容、学年ごとの到達目標、教員の指導体制はどのようになっているのか</p> <p>②より発展的で質の高い授業を行うために、民間企業や大学などの外部人材を活用した出前授業や、教員向けの専門研修をどのように進めているのか</p>	<p>資料3/ 教育指導室 教育総務課</p>

令和7年第4回（12月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質問の趣旨	資料/担当課
	<p>③将来的に小中学校でのプログラミング教育が高等学校における「情報」の科目につながることをふまえ、小学校で育んだ興味・関心を、中学校の技術・家庭科等の学習へスムーズに接続させるための「小中連携」の取り組みについて</p>	
	<p>4. 感染症等における学校運営について伺う (1) 学級（学校）閉鎖の判断基準について ①本市教育委員会として、学級（学校）閉鎖を判断する際の基準（欠席率、感染者数、症状の傾向、学校医の意見など）は、どのように体系化されているのか。またそれらは保護者や市民に分かりやすく公開されているのか ②判断から保護者への周知までのプロセスにおいて、迅速性と正確性を確保するために、どのような体制で運用されているのか ③学級閉鎖等による学校行事（例：運動会、修学旅行、定期テストなど）の延期または中止が発生した場合、その代替措置や判断基準について、事前にどのように検討されているのか (2) 出席停止基準との整合性について ①公式サイトで公表されている感染症ごとの出席停止期間の基準と、学級閉鎖の判断はどのように連動しているのか ②出席停止期間を経た児童が教室へ戻るタイミングと閉鎖解除のタイミングの整合性はどのように確保しているのか (3) 情報提供・連絡体制について学級閉鎖の決定時、保護者に向けた連絡手段（メール・電話・Web等）は統一されているか、その際、プライバシーに配慮はなされているのか (4) 閉鎖期間および解除基準について ①学級閉鎖の実施期間は原則何日なのか ②閉鎖解除の明確な基準（欠席状況の改善、医療的判断、一定日数経過など）は整備されているか (5) 学習保障について ①学級閉鎖中の児童・生徒に対して、学習機会確保の観点から、具体的にどのような学習支援（例：オンライン授業、動画配信、プリント配布、課題提供、デジタル教材の活用など）を実施しているのか ②特にオンライン学習を実施する場合、ICT機器の整備状況（例：一人一台端末の活用状況、家庭での通信環境の確認）や教師側の指導体制は十分に確保されているのか。また、ICT活用が困難な家庭への代替策はあるのか ③閉鎖が長期化した場合の補習・フォローアップを体系化しているか ④閉鎖解除後、休業期間中の学習内容の遅れをとり戻すためのフォローアップはどのように計画・実行されているのか (6) 感染予防・再発防止策について ①閉鎖後の教室の消毒、換気対策などの実施状況、及び感染症流行期における予防教育（手洗い、咳エチケット等）は体系的に行われているか ②同じ学校で学級閉鎖が繰り返される場合等、教育委員会として特別な支援・指導を行う仕組み等があるか (7) 教職員の負担軽減と体制強化について ①学級閉鎖等の対応において、教職員の業務（例：保護者連絡、オンライン準備、感染症対応）が増大し、過重な負担となっていないか。なってい</p>	<p>資料4/ 教育指導室</p>

令和7年第4回（12月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質問の趣旨	資料/担当課
	<p>るのなら具体的な負担軽減策を講じているのか</p> <p>②学級閉鎖等の緊急時における教職員の代替要員やサポート体制について、現在の確保状況と今後の強化策について聞く</p> <p>(8) データ評価と制度改善について</p> <p>①本市における過去数年間の学級閉鎖件数、学年閉鎖・学校閉鎖の事績はどのように分析しているか</p> <p>②特その分析結果をもとに、基準や運用の改善を定期的に行う仕組みはあるか</p> <p>③近隣自治体の運用状況や優良事例を参考にする取り組みを行っているか</p> <p>(9) 保護者・家庭への支援について</p> <p>①保護者が仕事を休まざるを得ないケースに対し、市としてどのような支援情報や相談体制を提供しているか</p> <p>②学童クラブの対応は学級閉鎖とどのように連動しているのか。閉鎖中の受け入れ判断基準は明確か</p> <p>③学級閉鎖中も仕事を休めないご家庭のために学童クラブでの受け入れも検討してもらいたいが市の見解を聞く</p>	
<p>大阪維新の会 代表質問 酒本 千紘 議員</p>	<p>4. 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止について。</p> <p>(1) 児童生徒性暴力等が疑われる事案が発生した際の対応方針等の策定や、他の機関との連携体制の構築について。</p> <p>①対応方針等の内容は、教職員等に周知徹底できているのか。</p> <p>②本市に合わせた対応方針等の策定や、他の機関との連携体制の構築が必要だと考えるが、見解を求める。</p> <p>(2) 児童生徒等及び教育教員等に対する定期的なアンケート調査等について。</p> <p>①これまでの実施状況について。</p> <p>②本市教育委員会として、各学校で実施されているアンケート調査等の内容や方法を把握するとともに、一定の関与をすることを検討してはどうか。</p> <p>(3) 教職員への啓発について。</p> <p>(4) 児童生徒等への啓発について。</p> <p>※アンケートの実施に合わせて啓発を行うなど、年に1回は啓発の時間を設けることを検討してはどうか。</p> <p>(5) 本市独自のLINE相談窓口等の設置を検討してはどうか。</p>	<p>資料5/ 教育指導室</p>
<p>公明党 代表質問 堀辺 まゆみ 議員</p>	<p>3. 「誰一人取り残されない学びの保障」を目指して</p> <p>(1) 本市小中学校の学校や教室に通いづらい児童生徒の実態とその対応について</p> <p>(2) 「誰一人取り残されない学びの場」としての小規模特認校の設置を目指して</p>	<p>資料6/ 教育指導室</p>
	<p>4. 東西の（仮称）こども・子育てプラザができるまでの時限措置として、すばるホールの「ふれあいひろば」に、天候に関係なく子連れが自由に遊びに行ける「こどもの遊び場」の設置を求めて</p> <p>(1) これまでのこどもの遊び場を求める市民の声には、どのようなものがあったのか</p> <p>(2) すばるホールの「ふれあいひろば」の設置の経過と、これまでの活用の経過について</p>	<p>資料7/ 生涯学習課</p>

令和7年第4回（12月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質問の趣旨	資料/担当課
	<p>(3) 金剛中央公園に建設予定の(仮称)こども・子育てプラザの建設予定が、公募中止を受けて実質的に延期される可能性を受け、ますます屋内の「こどもの遊び場」が必要と考えるが、市の見解は？</p>	
	<p>5. 利用しやすいスポーツ施設の整備について (1) 金剛中央グラウンド廃止にともなう、代替グラウンドについて (2) 金剛東グラウンドへの照明設備の設置について</p>	<p>資料8/ 生涯学習課</p>
<p>とんだばやし未来 代表質問 南齋 哲平 議員</p>	<p>1. 藤沢台小学校グラウンドにおける危険物埋没の問題について (1) 本件に関する市の実情把握について (2) 児童の安全確保に向けた今後の対応策について (3) 他校グラウンドでの同様事態の有無と、全体的な安全点検の必要性について</p>	<p>資料9/ 教育総務課</p>
	<p>4. 部活動の地域展開について (1) 地域展開に向けた本市独自のプランニングおよび教師の兼職兼業に関する取り組み状況について (2) 地域展開における本市独自策としての「拠点校方式」の導入について (3) 指導者確保および関係団体との調整に向けた「プロジェクトチーム」設置について</p>	<p>資料10/ 教育指導室 生涯学習課</p>
	<p>5. 分割校問題について (1) 分割校の現状に対する認識と児童に与える影響について (2) 本市の教育方針との整合性について ①分割校の仕組みが中1ギャップ解消に与える影響 ②小中一貫教育推進に対する阻害要因としての認識 (3) 分割校設置の経過と住民・保護者・子どもたちの意思の扱いについて ①分割校設定に至った当時の具体的な経緯 ②その後の見直し検討の有無 (4) 分割校の児童・保護者への選択肢確保について ①制度的に選択制を導入する余地があるのか ②今後の検討予定はあるのか (5) 今後の対応・改善について</p>	<p>資料11/ 教育指導室</p>
<p>個人質問 坂口 真紀 議員</p>	<p>2. L G B T理解増進法における本市での取り組みと今後の方針について ※本市で性的マイノリティに関する誤解や偏見に基づく教育が行われていないことも確認する (1) 本市の教育における人権教育の取り組みとその根拠について (2) 幼稚園における人権教育の位置づけと法の解釈について (3) L G B T教育への不安解消と当事者理解の促進について ①教育現場における不安解消と相互理解の取り組みについて</p>	<p>資料12/ 教育指導室</p>
<p>個人質問 岩崎 哲也 議員</p>	<p>1. 本市に在籍している海外につながるの児童生徒について。 (1) 海外につながるの児童生徒の円滑な受け入れと教育支援体制の強化について。 ①日本語指導が必要な児童生徒、特に急な編入があった場合に備えた受け入れ初期支援体制は、本市で整備されているか、もしくは再整備が必要で</p>	<p>資料13/ 教育指導室</p>

令和7年第4回（12月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質問の趣旨	資料/担当課
	<p>はないか、本市でも独自の受け入れ体制を強化するべきと考えるが、本市の見解を聞く。</p> <p>※門真市や、津山市、甲賀市、伊勢崎市、上田市の先進的な取組みについて言及する。</p> <p>②日本語指導や学習支援を担う専門人材や日本語指導員の確保と育成について、本市の現状と今後の方針について、本市の見解を聞く。</p> <p>※地域の通訳ボランティアやとんだばやし国際交流協会との連携についても聞く。</p>	
<p>個人質問 寺尾 千秋 議員</p>	<p>3. 市立図書館の充実を求めて</p> <p>(1) 日頃の図書館活動について聞く。</p> <p>(2) 図書館児童書充実プロジェクトクラウドファンディング型ふるさと納税の実施について</p> <p>①実施を決定するまでの過程と、この事業を行う意義について市の見解を聞く。</p> <p>②締め切り後の達成状況と何を何冊充実できる見通しか聞く。</p> <p>③寄附額は、従来の予算に上積みされたのか、また、図書購入費の予算の推移とその増減の理由を聞く。</p> <p>(3) 市直営で行う図書館事業は市で財源確保に努めるべきだと考えるが、市の見解を聞く。</p>	<p>資料14/ 中央図書館</p>

1. 本市の誇る文化財の適切な保存と将来に向けた発展的な取り組みを

(1) 本市文化財の保存・活用の現状と課題について

①本市における国の重要文化財（じないまちや重要文化財の建造物・工芸品など）の状況について聞く

②老朽化対策や修繕・維持管理の状況と予算配分について伺う

③文化財を活かした地域活性化や観光振興の取組み（例：ガイドの育成、VR/AR技術の活用、イベントの開催など）の現状と、今後の具体的な計画について、また、市民への啓発活動や文化財学習の機会提供についても併せて伺う

(2) 文化財の防災・災害対策の強化について

①文化財、特に建造物や史料などの防災・防火対策（例：消火設備の充実、耐震補強、避難・救出計画の策定など）及び関係機関（消防、警察、ボランティア団体等）との連携訓練の実施状況、今後強化していくべき点について聞く

②災害発生時における文化財レスキュー（救出・保全）体制の構築状況について聞く

(3) 教育分野との連携強化について

①市内の小中学校における文化財学習の現状と、今後の強化策について伺う（富田林じないまちや重要文化財などを活用した体験型学習や、授業への専門家の派遣、教材開発などの具体的な計画はあるのか）

②文化財の維持管理の課題について、市民や子どもたちが理解を深めるための啓発活動や学習プログラム（例：文化財サポーターの育成、修繕現場の見学機会提供など）をどのように展開しているのか伺う

(4) 観光分野との連携による地域振興について

①文化財を核とした観光ルート開発や地域ブランディングの取組みについて伺う

う（特に、富田林じないまちを訪れる観光客を市内の他の歴史文化スポット（例：古墳、他の寺社など）へ誘導する周遊促進策はあるのか）

②本市文化財の情報を国内外へのプロモーションにどのように活用し、観光客誘致に繋げているのか。また、観光施設や宿泊・飲食業者との連携によるインバウンド対策の具体的な取り組みについて聞く

③歴史的景観の保全（例：じないまちの電線地中化、景観条例の適用など）と、観光客の受け入れ体制（例：トイレ、駐車場、多言語対応など）の整備について、現状の課題と今後の整備計画について伺う

（５）国宝指定を目指す取組みの推進について

①市として現在、国宝指定の可能性を検討している文化財はあるのか。また、その選定方法や条件などについて伺う

②周辺自治体で国宝を所有している自治体の有無とその詳細について聞く

③本市も文化財の国宝指定を目指して行くべきと考えるが市の見解を聞く

【答弁】

それでは、１．本市の誇る文化財の適切な保存と将来に向けた発展的な取り組みをの（１）から（５）について順次お答えいたします。

初めに①でございますが、本市でございます文化財の中では、富田林寺内町が平成９年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、重要文化財のうち建造物については錦織神社の本殿が昭和２５年に指定され、昭和４４年には摂社春日社本殿・摂社天神社本殿が追加指定されています。また、龍泉寺の仁王門が昭和３６年、旧杉山家住宅が昭和５８年、富田林興正寺別院が平成２６年に指定されています。重要文化財の美術工芸品として指定を受けている滝谷不動明王寺にある仏像は昭和３１年、個人所有の刀剣が昭和２８年に指定されています。この他に名勝として昭和５６年に龍泉寺庭園、史跡として新堂廃寺跡及び、それに関連

するオガンジ池瓦窯跡・お亀石古墳が平成14年に指定を受けています。

次に②についてお答えします。指定された重要文化財等の老朽化対策や修繕・維持管理に関しては、修繕を実施する文化財の所有者に対しての国・府・市がそれぞれの要綱等に基づき補助することになり、補助金額については事業費の基本、1/2を国、1/4を大阪府、1/8を市が予算の範囲内で補助することになりますが、維持管理に関しましては国、府・市におきまして補助制度はございません。

次に③についてお答えします。市民とともに現在まで守り継がれてきた文化財を後世に継承し歴史・文化とともに生き歩むまちづくりを目指すため令和6年12月に「富田林市文化財保存活用地域計画」を策定しました。

現在、富田林寺内町に訪れる方々には希望に応じて、ボランティアガイドの皆様にご案内ツアーを行っていただいております。また、本市のウェブサイト上では富田林市文化財デジタルアーカイブ「おうちdeミュージアム」を構築して富田林の文化財を紹介するとともに、昨年度には大阪大谷大学博物館において、市内各地から発掘された埋蔵文化財を展示する「大とんだばやし展」を4月から6月にかけて開催し、開催期間中に実施した講座では「喜志南と古市古墳群」の調査報告会を行い、発掘調査の成果を地域社会に還元する取組を行いました。さらに、本年8月から9月には、寺内町にごございます寺内町センターで指定管理者とともに企画展「富田林の商い」を開催し、江戸・明治・大正と移り変わる富田林の呉服や木綿、酒や醤油の醸造業に関する商いの様子を貴重な資料とともに展示しました。今後も富田林市文化財保存活用地域計画に示していますとおり、文化財の展示や企画展示の模様をデジタル撮影し公開するなど歴史的文化資源を市内の魅力ある観光資源としての活用を推進してまいります。

次に(2)の①、②について順次お答えします。はじめに①でございますが

本市ではこれまで国で実施されている「文化財防火デー」の取組にあわせ、毎年1月に文化財所有者、大阪南消防組合、富田林市消防団、自主防災組織、市文

化財課が参加して、文化財での出火を想定した通報や初期消火、避難等の訓練の実施や、市内の文化財所有者を訪問し、防火対策に関する連携強化と地震等に対する防災意識の更なる向上を図るため大阪南消防組合により防火査察が実施されています。また、大阪府により防災設備保守点検を行った重要文化財の所有者に対して、その費用の一部の補助が行われています。今後強化していくべき点につきましては、富田林市文化財保存活用地域計画にもありますとおり文化財を継承していくため、富田林寺内町については「富田林市地域防災計画」の内容を踏まえ、重要伝統的建造物群保存地区の防災計画の策定を検討してまいります。

次に②についてお答えします。本市におきまして災害発生時に文化財等の資料を救出し、一時保管等の応急処置をし、滅失や廃棄を防ぐ「文化財レスキュー」の体制は現在構築できていない状況です。今後の災害の発生に備えまして、関係機関と連携しながら防災や防火、防犯の体制や環境を整えるとともに「文化財レスキュー」の体制構築にも努めてまいります。

次に(3)の①、②については関連いたしますので一括してお答えいたします。

本市の文化財の維持管理の課題としましては、近年の少子高齢化を背景に、文化財等の管理や行事の担い手不足など、文化財等の滅失や散逸、断絶の懸念があり、文化財を継承していくために富田林市文化財保存活用地域計画において歴史的文化的資源への認識を高め、郷土学習や人材育成等を進めていくとしており、今年度におきましては、市内の喜志小学校及び大伴小学校での出前授業を実施し、文化財課の職員を派遣してそれぞれの小学校校区内にある遺跡を紹介し、出土した本物の土器や石器に触れたり児童に土器や石器の状態を記録するワークショップを実施したりすることにより文化財を身近に感じてもらい郷土愛をはぐくむ取組を実施しています。この出前授業の実施時期に合わせて大阪・関西万博出展に際し購入した展示ケースをおよそ1ヶ月に渡って小学校に設置させていただき、校区内で出土した弥生時代の土器や古墳時代の埴輪の展示を行いました。

なお、この小学校での出前授業については令和11年度までの5年間の取組として「富田林市教育大綱」にも位置付けており今後も計画的に実施していく予定です。また、富田林市内の小学校で3年生の学習のために用いられる副読本「わたしたちのとんだばやし」には富田林寺内町の古くから継承される町並みや昭和30年代には多くの商店でにぎわった様子を富田林寺内町で生まれ現在もお住まいの住民の方から聞き取りを行い、その内容を示した「富田林 語りつごう！プロジェクト」が特別付録として掲載され、かつての富田林の様子を伝えています。

今後も人口減少・少子高齢化が進む中で文化財について理解を深めてもらうため現在、取り組んでおります啓発活動を充実させ、教育分野との連携を強化し、文化財を活かした取り組みに多くの市民の皆様や子どもたちにご参加いただけるように努めてまいります。

次に（４）の①から③について順次お答えいたします。はじめに①でございますが、富田林市文化財保存活用地域計画においては、歴史的文化資源の価値や魅力に触れてもらう機会を増やす方針の中で、市内に点在する歴史的文化資源を巡ってもらうために周遊ルートを設定するとあります。商工観光課において、昨年度には周遊アプリで富田林寺内町と他の寺社などを巡る公開記念スタンプラリーの実施や市内周遊サイクリングマップをきらめきファクトリー等の公共施設で配布しています。また、きらめきファクトリーではレンタサイクル事業を実施しております。市内観光スポットの周遊促進は、来訪者の満足度の向上や滞在時間の延長にも繋がると考えますことから、引き続き、新たな周遊促進の手法についても検討してまいります。

次に②についてお答えします。本市文化財を含む観光スポットの国内外へのプロモーションについて、海外情報サイトなど、様々な媒体への掲載、インスタグラムを活用した情報発信など、PRに努めているところです。また、観光ガイド、周遊アプリの多言語化などにも取り組んでおります。一方で、インバウンド対策

としては、観光施設及び宿泊・飲食事業者での受け入れ態勢はまだ不十分なところもありますことから、富田林料飲宿組合など、事業者とも連携しながら、引き続き、受け入れ態勢の強化に取り組んでまいります。

次に③についてお答えいたします。富田林寺内町の歴史的景観の保全につきましては、面的な整備としまして、「日本の道100選」に選定された城之門筋の電柱の地中化整備や平成17年度から平成26年度においては富田林駅南地区都市再生整備計画に基づき道路の美装化や景観照明灯の整備を行いました。

来訪者の受け入れ施設や地域住民の交流施設としては観光交流施設きらめきファクトリー、じないまち交流館、寺内町センター、じないまち展望広場を整備し、寺内町周辺には市営東駐車場や地域の団体または店舗がイベントを実施する場合に利用できる寺内町駐車場、観光に訪れる団体バスのための駐車場を整備しています。また、来訪者に対する多言語対応についてはリーフレット「じないまち散策絵図」や「富田林観光ガイド」を多言語で作成して利用いただいています。

景観保全に関する課題としましては、富田林寺内町の町並みを形成する大型町家が少子高齢化による後継者不足や多額の管理費用により維持が困難となっています。今後、整備計画の予定はございませんが、これまで住民により守られてきた歴史的町並みを引き続き維持していくためには、これまでにない新たな取り組みが求められており、町並みを含めた歴史的文化資源を次世代へと継承できるよう取り組んでまいります。

次に（5）の①、②、③について順次お答えいたします。

はじめに①ですが、国宝は国の重要文化財の一部であり、国の文化審議会に諮問され専門調査会での調査の後、文部科学大臣に答申され指定となります。国宝に指定されている文化財は指定されるまでに国や大阪府によって把握されている文化財の中で歴史上意義深く、日本全国に存在する中で数の少ないものが指定に至っています。

現在、富田林市にあります重要文化財につきましては、指定に際して専門家による調査委員会が組織され、調査員が現場の調査を行った後に調査報告書がまとめられ、国の文化審議会での審議を経て指定されており、そこでは国宝に値にするまでの評価には至っていない状況でございます。また、現在、国宝指定の可能性を検討している文化財もございません。

続きまして②ですが、本市周辺の自治体では、河内長野市にございます金剛寺が5点、観心寺が3点の国宝を所蔵されています。これらの国宝指定されているものは建造物や彫刻、絵画等であり、いずれも平安時代から南北朝時代にかけての、歴史上意義深く日本全国に存在する中で数の少ないものが指定に至っています。

最後に③でございますが、現在本市にございます既存の重要文化財につきましては、すでに国の文化審議会での審議を経て指定されているため、改めて国宝としての指定を受けるのは難しいと考えられますが、本市の富田林市文化財保存活用地域計画において、どのような歴史的資源があるかを調査し、より良い形で継承していくことが重要であると捉えております。多くの人に歴史的文化資源に触れていただけるよう活用し、その価値や魅力を知っていただくための情報発信、そしてこれらの取組を支える仕組みを一体的に進めることが必要と考えており、今後、文化財の把握調査を計画的に実施していく予定となっております。これにより市内に眠っている新たな文化財にも調査の目が向けられ、その中には指定文化財となるべき価値を有するものが見つかる可能性がございます。ご質問の国宝指定を目指して行くべきという趣旨を踏まえ、市内における新たな文化財の把握に努めてまいります。

2. 本市における将来的な公園のあり方について考える

(4) 富田林市立中野テニスコートの敷地について

- ①中野テニスコートの利用料（本市が利用者から徴収している料金）について聞く
- ②中野テニスコートの直近5年間の利用人数について聞く
- ③敷地の使用料について詳細を聞く（支払い先、いつから、どのような経緯でなど）

【答弁】

続きまして、2. 本市における将来的な公園のあり方について考えるの(4)につきまして、順次お答えいたします。

はじめに①についてですが、本市には現在テニスコートが6施設ございます。そのうち、ご質問の市立中野テニスコートにつきましては、中野町西一丁目の大阪外環状線沿いに位置します大阪府広域水道企業団の富田林ポンプ場の敷地内に整備された施設で、クレーコート5面、ハードコート3面の8面を有するテニスコートでございます。また、利用料金等につきましては、1枠の利用区分2時間につき利用料金を1,010円とし、本市を含む南河内地域6市町村（大阪狭山市、河内長野市、河南町、太子町、千早赤阪村）に在住、在勤又は在学以外の方が利用する場合は利用料金を2倍にする事、営利目的で利用する場合は利用料金を5倍にする事など、富田林市立テニスコート設置条例及び条例施行規則にて定めております。

次に②についてですが、過去5年間の利用人数は、令和2年度10,133人、令和3年度9,063人、令和4年度9,063人、令和5年度7,187人、令和6年度6,758人となっており、近年は、オムニコートの利用ニーズが増加傾向であるため、中野テニスコートにありますクレーコートやハードコートの利用人数は減少傾向にございます。

最後に③についてですが、昭和53年度に現在の大阪広域水道企業団の前身である大阪府水道部より、中野テニスコートの敷地である富田林ポンプ場の使用許可を受けており、当時は土地の使用料は免除されてきました。しかしながら、平成7年度に、大阪府水道部より行政財産の目的外使用許可に係る使用料について協力依頼があり、平成10年度から当時の大阪府水道部行政財産使用許可規程に基づく使用料の支払いを開始し、現在は平成22年度に大阪府営水道を引き継ぐ団体として設立された大阪府広域水道企業団が定める大阪広域水道企業団固定資産管理規程に基づく使用料を支払っております。なお、使用料については同規程に基づき9割減免を受けており、令和7年度は939,000円を企業団へ支払っております。

本市といたしましては、今後も中野テニスコートの敷地については、引き続き企業団から使用許可を受け、よりよいスポーツ施設の充実、利用者満足度の向上につなげていくよう努めてまいります。

以上でお答えとさせていただきます。

3. ICT教育およびプログラミング教育の推進を求めて

(1) ICT教育の現状と課題認識について

①端末の活用状況について

- i 児童生徒1人1台端末の活用率について、どのように把握しているか
- ii 授業の中でのICT活用の実態（平均利用時間、教科別の活用状況など）はどのような状況か

②教職員のICT活用能力向上について

- i 教職員のICT研修は年間どの程度実施されているか
- ii 校務支援システムの活用状況はどの程度進んでおり、教員の業務削減につながっているのか

(2) ICT環境整備の進捗と課題について

①通信環境と機器の更新計画について

- i 各学校におけるWi-Fi環境の速度や安定性について、問題点の把握と改善計画はどうか
- ii 端末の老朽化に対して更新サイクルや更新予算の見通しをどのように立てているのか

②ICT支援員の配置状況について

- i ICT支援員の配置数と活用内容について
- ii 増員や配置時間の拡充を検討しているのか

(3) 学力向上・個別最適化学習への活用について

①学力向上への効果検証について

- i ICT活用が学力テストの結果や学習理解度にどのような影響を与えているのか、分析は行っているのか
- ii 特に遅れがちな児童生徒へのフォローにICTをどのように活用しているのか

②個別最適化学習の推進について

- i A I ドリル・学習ログ分析ツールの導入状況はどうなっているか
- ii 教員が児童生徒の学習状況をデータで把握し、指導に生かせる体制は整っているか

(4) 情報モラル教育と生成A I 活用について

①情報モラル教育の体系化について

- i 小中学校での情報モラル教育の年間指導計画はどのように構築されているか
- ii SNSやネットトラブルに関する最新の指導内容は取り入れているか

②生成A I の活用に関する市の方針について

- i 授業での生成A I 利用について、市としてのガイドライン策定状況はどうなっているか
- ii 教員の生成A I リテラシー向上や児童生徒への指導はどのように進めているか、進める予定か

(5) 今後のICT教育の方向性について本市としてICT教育の中期的なビジョン（3～5年計画）はどのように描いているか

(6) プログラミング教育について

- ①小中学校におけるプログラミング教育の具体的な指導内容、学年ごとの到達目標、教員の指導体制はどのようになっているのか
- ②より発展的で質の高い授業を行うために、民間企業や大学などの外部人材を活用した出前授業や、教員向けの専門研修をどのように進めているのか
- ③将来的に小中学校でのプログラミング教育が高等学校における「情報」の科目につながることをふまえ、小学校で育んだ興味・関心を、中学校の技術・家庭科等の学習へスムーズに接続させるための「小中連携」の取り組みについて

【答弁】

3. ICT教育およびプログラミング教育の推進を求めている(1)～(6)について順次お答えいたします。

まず、(1)について、お答えいたします。

始めに、①のiの児童生徒1人1台端末の活用率につきまして、本市教育委員会より学校へ各学期に行う調査で把握しております。また、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙及び学校質問紙、大阪府が実施する小学生すくすくウォッチ児童アンケート、中学生チャレンジテスト生徒アンケートの結果からも把握しております。

続いて、①のiiにつきまして、令和7年度1学期において1日授業6コマのうち平均2.9コマで1人1台端末を活用しております。教科別の活用状況につきましては、国語では、端末で毎回の教科書の音読を録画し、その子の音読技術の上達をみとるために活用しています。社会では、授業支援ソフトで子どもたちの意見を共有し、協働学習を行っております。算数、数学では、図形を端末上で動かして、視覚的に理解しやすくする工夫を行っております。理科では、生き物の観察や実験の場面で端末を使って記録することで、文章だけでなく画像や動画といった形でまとめることができます。英語では、音読した音声をAIが自動採点するアプリを活用し、スピーキング力の向上をめざしております。その他教科につきましても、動画等を活用し、より具体的な動きのイメージを持てるように学習支援をしております。

続いて、②のiにつきまして、毎年、富田林市教育委員会が主催する研修を夏季休業中に1度実施しております。また、各校にて必要に応じて適宜ICT研修を実施しております。

続いて、②のiiにつきましては、市内全校にて校務支援システムを活用し、子どもたちの基本情報である学籍データや、出席簿等の出欠データ、各教科の成績データ、健康診断結果等の保健データの一元管理を行っております。それらの情

報を取り出すことで、自動で通知表や指導要録等の文書を作成できることから、教員の業務削減につながっております。

次に、(2) について、お答えいたします。

始めに、①の i ii につきましては関連いたしますので一括してお答えいたします。市内全校において、W i - F i 環境の速度などは安定しております。問題があれば、各校から教育総務課に連絡が入った後、担当者が現場に出向き、原因を明らかにし、保守契約を締結している事業者には修繕を依頼しております。現在、W i - F i の整備から5年ほど経過するため、事業者と入替等について検討しております。また、今年度導入する1人1台端末の次回更新につきましては、今回と同様に5年程度の更新サイクルになると考えられますことから、補助金等を含めた国の動向に注視している所でございます。

続いて、②の i ii につきましては関連いたしますので一括してお答えいたします。本市では、I C T 支援員を2名配置しております。活動内容につきましては、I C T 機器の設定や準備・片付け、I C T 機器やネットワーク等のシステムの不具合の原因調査、I C T 機器の操作補助、モバイルデバイス管理システムによる1人1台端末の管理、学習用及び校務用アカウントの作成支援、各校からのI C T に関する問い合わせの対応等がございます。文部科学省が示す「学校のI C T 環境整備計画」におきまして、I C T 支援員の配置数について4校に1人という指標が示されております。現在、各校へI C T 支援を実施しておりますが、学校の活用状況やニーズを把握しつつ、当該指標を参考に増員や配置時間の拡充の必要性について、研究してまいります。

次に、(3) について、お答えいたします。

始めに、①の i につきましては、全国学力・学習状況調査における本市の状況として、「課題解決に取り組む学習活動」を行っている学校ほど、「考えをまとめ、発表・表現する場面でI C T を活用」しており、その両方に取り組んでいる学校ほど、各教科の正答率が高いという傾向が見られ、全国においても同様の結果と

なっております。このような学習活動のより一層の充実を図ることが学力テストの結果や学習理解度に良い影響を与える1つの要因であると考えております。

続いて、①のiiにつきまして、各校にて、児童生徒に対し、教員の説明や黒板への板書による指導だけではなく、授業支援ソフトを用いて、板書する内容のデータを子どもと共有することや、子どもが取り組むプリントを大型提示装置に示すこと等、個々の発達や学習特性に応じた支援を行っております。また、AIドリルを活用し、それぞれの子どもに応じた課題を提供することで学力向上の支援を行っております。

続いて、②のi iiにつきましては関連いたしますので一括してお答えいたします。本市立小中学校全校で導入しているデジタルドリルにおきましては、AIドリル機能があり、学習ログも確認することが可能です。また、本市立中学校全校で導入しているデジタル採点システムにおきましても、それぞれの子どもたちの理解状況を可視化できることから、生徒の課題分析に資するものとなっております。本市教育委員会といたしましては、これらの児童生徒個別のAIドリル学習ログやデジタル採点システムのデータ等を更に有効に活用するため、さらなる工夫が必要であると考えております。今後、各校の学力向上担当者を中心に、教育データの利活用についての研究を進める体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、(4)について、お答えいたします。

始めに、①のi iiにつきましては関連いたしますので一括してお答えいたします。本市立小中学校における情報モラル教育は、各校の子どもの実情に応じて、各教科や総合的な学習の時間において横断的に実施しております。また、通信業者や警察・サポートセンターによるSNSやネットトラブルに関する出前授業、情報教育に関する学識者を講師として招聘し、子どもや保護者、教員を対象としたインターネットやSNSの利用に関する基本的な危険性と注意点、ネットいじめ、著作権や肖像権等の情報モラルに関する講演を各校年に一回以上、実施して

おります。

続いて、②の i ii につきましても関連いたしますので一括してお答えいたします。本市におきまして、現在、生成A I の利用に関するガイドラインは策定しておりませんが、文部科学省より令和6年12月に通知された「初等中等教育段階における生成A I の利活用に関するガイドライン」を元に授業等への生成A I 利用について研究を進めております。教員は、働き方改革の観点から授業や会議の資料作成業務などにおいて生成A I を活用する場合がありますが、一方で、子どもたちには自ら考えて創造することが必要な学習において生成A I に頼らないよう指導しております。

今後、国が示すガイドラインを元に、市としてのガイドラインの方向性について検討を進めてまいります。

本市教育委員会といたしましては、社会において、生成A I の活用の幅が広がっていることをふまえ、教員の生成A I リテラシーの向上および授業への生成A I の活用方法についての研修や、先進自治体の好事例の共有等を通して学校を支援できるよう、研究を進めてまいります。

次に、(5) について、お答えいたします。

令和6年度に策定いたしました「富田林市教育DX実現プラン」にお示ししておりますように、教育データやデジタル技術を活用し、子どもたちの個別最適な学びの実現と教員の授業力向上を図るとともに、安全に情報社会を生きるための力を育むために、子どもたちの情報活用能力の育成をめざしております。

最後に、(6) の①から③につきましても関連いたしますので一括してお答えいたします。

学習指導要領におきまして、小学校では、算数科における作図の手順の学習や理科における電気の回路に関する学習でプログラミングを体験し、プログラムの働きの良さに気づくことや、論理的思考力を身に付けることを目標としております。また、中学校では、技術科における自動化技術の学習等を通して、論理的思

考力とともに情報社会を主体的に生きる力を身に付けることを目標としております。プログラミング教育につきましては、特に学年ごとの到達目標は定められてはおりませんが、各学校で系統立てた教育課程の中に位置づけ、各担任や教科担当で指導にあたっております。

本市におきましては、プログラミング教育のみならず、子どもたちの情報活用能力を育成するために、各校で実情に応じて、外部人材を活用した出前授業や、情報教育に関する教職員研修を実施しております。また、本市教育委員会が主催する夏季教職員研修におきましても、各学校の実態や市域の状況を踏まえて、学識やICT関連企業等の外部人材に講演等を依頼しております。

プログラミング教育につきましては、高等学校では情報の科目で取り扱われます。高等学校で学ぶ情報の科目は、手順をわかりやすく表現するアルゴリズムや効率的で読みやすいプログラムなどのデザイン等、小学校、中学校で学ぶプログラミング教育よりも扱う内容が複雑になりますので、小中学校において、その基本となる論理的思考力を養うことが重要であると考えられます。これらのことから、本市におきましては9年間を見通した系統性をもった指導のさらなる充実に努めてまいります。

以上でお答えとさせていただきます。

4. 感染症等における学校運営について

(1) 学級（学校）閉鎖の判断基準について

- ①本市教育委員会として、学級（学校）閉鎖を判断する際の基準（欠席率、感染者数、症状の傾向、学校医の意見など）は、どのように体系化されているのか。またそれらは保護者や市民に分かりやすく公開されているのか
- ②判断から保護者への周知までのプロセスにおいて、迅速性と正確性を確保するために、どのような体制で運用されているのか
- ③学級閉鎖等による学校行事（例：運動会、修学旅行、定期テストなど）の延期または中止が発生した場合、その代替措置や判断基準について、事前にどのように検討されているのか

(2) 出席停止基準との整合性について

- ①公式サイトで公表されている感染症ごとの出席停止期間の基準と、学級閉鎖の判断はどのように連動しているのか
- ②出席停止期間を経た児童が教室へ戻るタイミングと閉鎖解除のタイミングの整合性はどのように確保しているのか

(3) 情報提供・連絡体制について学級閉鎖の決定時、保護者に向けた連絡手段（メール・電話・Web 等）は統一されているか、その際、プライバシーに配慮はなされているのか

(4) 閉鎖期間および解除基準について

- ①学級閉鎖の実施期間は原則何日なのか
- ②閉鎖解除の明確な基準（欠席状況の改善、医療的判断、一定日数経過など）は整備されているか

(5) 学習保障について

- ①学級閉鎖中の児童・生徒に対して、学習機会確保の観点から、具体的にどのような学習支援（例：オンライン授業、動画配信、プリント配布、

課題提供、デジタル教材の活用など）を実施しているのか

②特にオンライン学習を実施する場合、ICT 機器の整備状況（例：一人一台端末の活用状況、家庭での通信環境の確認）や教師側の指導体制は十分に確保されているのか。また、ICT 活用が困難な家庭への代替策はあるのか

③閉鎖が長期化した場合の補習・フォローアップを体系化しているか。

④閉鎖解除後、休業期間中の学習内容の遅れを取り戻すためのフォローアップは、どのように計画・実行されているのか

（6）感染予防・再発防止策について

①閉鎖後の教室消毒、換気対策などの実施状況、及び感染症流行期における予防教育（手洗い、咳エチケット等）は体系的に行われているか

②同じ学校で学級閉鎖が繰り返される場合等、教育委員会として特別な支援・指導を行う仕組み等はあるか

（7）教職員の負担軽減と体制強化について

①学級閉鎖等の対応において、教職員の業務（例：保護者連絡、オンライン準備、感染症対応）が増大し、過重な負担となっていないか。なっているのなら具体的な負担軽減策を講じているのか

②学級閉鎖等の緊急時における教職員の代替要員やサポート体制について、現在の確保状況と今後の強化策について聞く

（8）データ評価と制度改善について

①本市における過去数年間の学級閉鎖件数、学年閉鎖・学校閉鎖の実績はどのように分析しているか

②その分析結果をもとに、基準や運用の改善を定期的に行う仕組みはあるか

③近隣自治体の運用状況や優良事例を参考にする取り組みを行っているか

（9）保護者・家庭への支援について

- ①保護者が仕事を休まざるを得ないケースに対し、市としてどのような支援情報や相談体制を提供しているか
- ②学童クラブの対応は学級閉鎖とどのように連動しているのか。閉鎖中の受け入れ判断基準は明確か
- ③学級閉鎖中も仕事を休めないご家庭のために学童クラブでの受け入れも検討してもらいたいという市の見解を聞く

【答弁】

4. 感染症等における学校運営についての（1）から（9）について、順次お答えいたします。

まず、（1）についてお答えいたします。

始めに①につきまして、学級閉鎖は学校保健安全法第20条に基づいておりますが、法の条文に明確な基準は示されておりません。本市におきましては感染症の拡大を防止することを目的に、学級全員の概ね3割程度に症状が見られることを目安とし、感染症の種類、感染の拡大傾向、教育活動への影響等を学校長が総合的に勘案した上で学校医や市教育委員会と相談し、判断しております。以上のことから、基準等について公開や情報提供はしておりません。また、近隣他市におきましても、概ね本市と同様の対応をしていると聞き及んでおります。

次に②の学級閉鎖を判断した場合の保護者への周知につきましては、迅速性の観点からまず一斉メールサービス等を活用して実施期間や連絡事項をお知らせします。その後、正確性を確保する観点から文書を作成し配付します。欠席者には、適宜、電話連絡や家庭訪問を実施し、確実に情報が伝わるよう各校で工夫しております。

続いて③につきましては、本市立小中学校では予定していた学校行事に際し、学級閉鎖による影響が見込まれる場合は、あらかじめ日程を変更し、その影響が最小限になるよう対応しております。

次に（２）の①と②は関連いたしますので一括してお答えいたします。

議員ご指摘の市教育委員会公式サイトより公表している各種感染症による出席停止期間の基準につきましては、学級閉鎖期間を判断する際の参考としております。また、出席停止期間は当該疾病に罹患した児童生徒から他の児童生徒へ感染が広がることを防ぐための期間ですが、一方で、学級閉鎖期間は学級全体に感染が拡大することを防ぐために設ける期間となっておりますことから、すべての児童生徒が出席停止期間を終えるタイミングと完全に一致しませんが、感染拡大を防止するという観点で整合を図っているところです。

次に（３）についてお答えいたします。

学校が学級閉鎖を決定した際、保護者の皆様への連絡手段につきましては、各学校が判断いたしますので統一した方法はございませんが、いずれの方法でお知らせする場合でも、流行している感染症名や感染状況、学級閉鎖の期間、次回登校時の案内などをお伝えしておりますが、プライバシーに配慮する観点におきましては、児童生徒の詳しい欠席理由を学級の中で公表することがないように指導しております。

次に（４）についてお答えいたします。

①の学級閉鎖の実施期間につきましては、学校長が学校医や市教育委員会と相談の上で総合的に判断するものでありますことから期間の定めは設けておりません。

次に②の閉鎖解除の期間につきましては、学級閉鎖を決定する際に、学校医や市教育委員会と相談した上で学校長が学級閉鎖期間を判断しますことから、感染が拡大していない状況であれば当初に設定した期間で解除となります。しかしながら、解除後に感染拡大が続く状況が見込まれる場合は、学校長が学校医や市教育委員会と相談した上で延長するなど柔軟に対応するものとしております。

次に（５）の①から④は関連いたしますので一括してお答えいたします。

学級閉鎖中の児童生徒につきまして、まずは体調管理を再優先にするよう指導

しますが、自主学習が可能な場合には、配付しております一人一台端末を用いてデジタルドリル等に取り組むよう指導しています。

また、家庭において一人一台端末を使用するための通信環境がない場合には、市教育委員会が通信環境を無償で提供しております。

仮に、学級閉鎖が長引いた場合におきましても、残りの年間授業時間数を精査し、当該学年の教育課程内において、必要な学習内容の履修が完了するよう時間割を調整したり、補充の学習を実施したりして調整しております。また、学級閉鎖により、同じ学年でも学級によって学習進度に差が生じる場合につきましても、同様の精査や調整を行い、未学習や未履修が生じないようにしております。

次に（６）についてお答えいたします。

①につきましては、学級閉鎖期間中に、主に養護教諭が中心となって、感染症の種類に応じた適切な薬剤を用いて消毒を行ったり、十分に換気を行ったりし、教室環境を整えています。

感染症が流行する時期には、学校保健計画に基づき保健だよりで情報提供したり、手洗いうがいを励行したり、着衣に留意するよう指導するなどの感染予防教育を実施しています。

②につきましては、同じ学校で学級閉鎖が繰り返す場合には、状況をより詳細に把握する中で必要に応じて専門家の意見等を踏まえた指導を行う考えでございます。

次に（７）についてお答えいたします。

①の学級閉鎖の対応につきましては、日常業務と異なる部分が多く発生することから特に当該学級の担任や養護教諭には一定の負担が生じていると考えますが、特定の教職員に過重な負担が生じることの無いよう、学校組織として対応するよう指導しているところです。

②の議員ご指摘の代替教職員やサポート人材につきましては、緊急的に措置できる人員の確保について課題があり、現状では困難でございます。

次に（８）についてお答えいたします。

①の本市立幼稚園、小中学校における学級閉鎖等につきましては、令和４年度のインフルエンザによる学級閉鎖は３５件、学年閉鎖は１５件、学校閉鎖は０件で、他の疾病による学級閉鎖等はありませんでした。令和５年度のインフルエンザによる学級閉鎖は８６件、学年閉鎖は３８件、学校閉鎖は０件で、他の疾病による学級閉鎖等はありませんでした。令和６年度のインフルエンザによる学級閉鎖は１５件、学年閉鎖は１４件、学校閉鎖は２件、感染性胃腸炎による学級閉鎖が１件、学年閉鎖が１件でした。この結果より、例年学級閉鎖等に至る主な疾病はインフルエンザであることがわかります。

次に②につきまして、感染症による学級閉鎖等を判断する際には、さまざまな状況を総合的に勘案する必要がありますことから、引き続き、感染拡大が疑われる状況につきまして、学校長が学校医や市教育委員会と相談した上で判断するよう指導してまいります。また、議員ご提案の近隣自治体の運用状況や優良事例につきましては、連携を密にする中で情報収集し、過去の状況等もふまえながら研究してまいりたいと考えております。

最後に（９）について、①から③は一括してお答えいたします。

議員ご指摘の、保護者が仕事を休まざるを得ないケースに対し、現状では支援情報や相談体制を提供できておりません。

学童クラブの対応につきましては、学級閉鎖が決定した後、速やかに市教育委員会よりこども育成課の学童保育担当者を経由して各学童クラブへFAXで伝達しております。

学級閉鎖中に仕事を休めないご家庭のお子さんの受け入れについて、需要があることは認識していますが、学級閉鎖は感染症の拡大を防ぎ、こどもの安全を守るために行われる対策である点を踏まえると、こども同士や指導員への感染リスクを防ぐ観点からも、学童クラブについては学校と同様の対応が必要と考えます。学級閉鎖中の受け入れ判断基準につきましては「富田林市学童クラブのしおり」

に明記し、利用される保護者の皆様にお知らせしております。

なお、今後につきましては、他市の状況もふまえ、調査研究してまいります。

4. 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止について。

(1) 児童生徒性暴力等が疑われる事案が発生した際の対応方針等の策定や、他の機関との連携体制の構築について。

①対応方針等の内容は、教職員等に周知徹底できているのか。

②本市に合わせた対応方針等の策定や、他の機関との連携体制の構築が必要だと考えるが、見解を求める。

(2) 児童生徒等及び教育職員等に対する定期的なアンケート調査等について。

①これまでの実施状況について。

②本市教育委員会として、各学校で実施されているアンケート調査等の内容や方法を把握するとともに、一定の関与をすることを検討してはどうか。

(3) 教職員への啓発について。

(4) 児童生徒等への啓発について。

※アンケートの実施に合わせて啓発を行うなど、年に1回は啓発の時間を設けることを検討してはどうか。

(5) 本市独自のLINE相談窓口等の設置を検討してはどうか。

【答弁】

4. 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止について。の(1)から(5)について順次お答えいたします。

まず、(1)の①②につきまして、関連いたしますので一括してお答えいたします。

本市では、万が一、児童生徒性暴力等が疑われる事案が発生した際には、令和3年度末に国から示されております「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」を活用して対応にあたるように、また、必要に応じて適切に他機関との連携を図るよう各学校園に指導しております。併せて、他の

不祥事防止も含めて服務規律の徹底を図るよう、毎月の校長会、教頭会での指導はもとより、折に触れて年間で複数回にわたり文書でも通知しているところです。

しかしながら、議員ご指摘のように他機関との連携体制も含め、本市の実態に合わせた対応方針等を具体的に策定することにつきましては、より実効性を高める意味で重要な視点であると考えます。今後施行となる「こども性暴力防止法」にかかる大阪府教育庁の動向も注視しつつ、他市の例も参考にしながらその策定に向けて研究を進めてまいります。

次に、(2)の①②につきまして、関連いたしますので一括してお答えいたします。

本市立小中学校では、各学校が作成したアンケート調査を年に複数回実施しております。これにつきまして、(1)でお答えした国の指針では、アンケートの実施にあっては児童生徒が被害を訴えやすい体制を整えることが求められておりますことから、今後、アンケートの内容や実施方法、調査結果及びその取扱い等について、一定、市教育委員会が把握した上で必要に応じて指導助言できる仕組みづくりにつきまして検討してまいりたいと考えております。

次に、(3)についてお答えいたします。

本法律の趣旨や本指針の内容につきましては、その重要性も勘案し継続して教職員への周知徹底に努めているところではございますが、不祥事の未然防止の観点からも啓発の頻度や方法につきましては、常に工夫改善に努める必要があると認識しております。

本市では、各学校が主体となって、大阪府教育庁発行の「不祥事防止ガイドブック」や「不祥事防止に向けたワークシート集」、市教育委員会より提供している不祥事防止に係る資料等を活用した啓発・指導及び教職員研修を行っており、研修時期やその内容につきましては、市教育委員会宛に報告を行うようになっております。今後は、市としても夏季教職員研修の導入や学校実施における研修形態の提示等、市教育委員会としてより主体性を持った啓発及び研修実施に努めてま

います。

次に、(4)についてお答えいたします。

同法には、学校の設置者及びその設置する学校は児童生徒に対し「何人からも児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならない」ことについて周知徹底を図ることが求められておりますことから、児童生徒等への啓発は重要なものであると認識しております。しかしながら、その時期や方法、学年の状況や児童生徒の発達段階に応じた内容等について十分に配慮を要すると考えますことから、啓発方法や内容について慎重に検討してまいりたいと考えております。

最後に、(5)についてお答えいたします。

現在、本市におきましては、児童生徒やその保護者を対象に、学校生活や子育て等に関する悩みをご相談いただくことができる「すこやか教育電話相談ダイヤル」を開設し、周知しております。また、他にも、国や府が開設している相談ダイヤルやLINE相談窓口等につきましても併せて周知し、個々の事情に応じて、さまざまな相談窓口につながるような案内しているところです。

一方で、概観ではございますが、現在では、小学生でもスマートフォンを所持し、LINEアプリを利用しているケースも多くなっていることを認識しております。そのような点からも、児童生徒が相談しやすい方法を選択できる環境を準備することや、相談者の状況を把握しやすい本市が相談を受けることが、問題を早期に解決する上で有効であると考えますことから、議員ご提案のLINE相談窓口を本市に設置することは有効な手段の一つであると考えます。

本市教育委員会といたしましては、教育職員等による児童生徒性暴力等を未然に防止するための有効な手段として、子どもたちの声を積極的に聞く相談体制を充実させることについて引き続き研究してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

3. 「誰一人取り残されない学びの保障」を目指して

- (1) 本市小中学校の学校や教室に通いづらい児童生徒の実態とその対応について
- (2) 「誰一人取り残されない学びの場」としての小規模特認校の設置を目指して

【答弁】

3. 「誰一人取り残されない学びの保障」を目指してについて、順次お答えいたします。

まず、(1) についてお答えいたします。

本市立小中学校における、病気欠席等を除いた年間30日以上欠席があるいわゆる不登校児童生徒数は令和6年度末時点で小学校94名、中学校164名となっております。不登校児童生徒数の過去5年間の推移をみますと、小中学校ともにおおむね増加傾向にあり、特に小学校では顕著に増加しています。また、年間90日以上欠席がある長期の不登校児童生徒数は、小学校では増加傾向にあり、中学校では減少しております。

このような状況にある中で、現在、本市教育委員会において進めている取組みのひとつに、国のCOCOLOプランの柱の一つでもある「スペシャルサポートルーム」の運営がございます。本市では、これまで主に、「教育支援センターYOUYOU」が学校に行きづらい子どもたちの学校以外の居場所としての役割を担っており、令和6年度の活用人数は、小学校15名、中学校13名で、それぞれに応じた学習や体験活動などの集団生活を送る場として機能してまいりました。現在は、各学校の中にある「スペシャルサポートルーム」も、学校や教室に行きづらい子どもたちの新たな居場所となっております。令和6年度、本ルームに関わりのある児童生徒につきましては、小学校で63名、中学校で76名になっております。本ルームでは個々の状況に応じた学習内容の設定やICT機器を活用

し、教室とルームをつないだオンライン授業等の対応を行うとともに、ルームに集まる仲間や指導員との関わりを持つ機会の設定をしています。本ルームを先行して進めてきた中学校では、不登校生徒数の増加が抑えられ、長期の不登校生徒数が減少しているなどの成果が見られますことから、今後一層、本ルームの充実に努めてまいります。

また、民間のフリースクールを利用している児童生徒につきましては、在籍学校の教職員が活動内容を共有したり、活動している子どもの様子を参観したりするなど、学校とフリースクールの連携も進めており、費用の一部を就学援助の対象としているところでございます。

本市教育委員会といたしましては、子どもたちの思いに寄り添い、一人ひとりの状況にあった学びの形を保障することが、不登校を生み出さないために大切であると考えており、その実現に向けて、国のCOCOLOプランで掲げられている取組みを参考に、各学校がそれぞれに特色を持ち、魅力ある学校づくりをめざすことで、誰一人取り残さない教育の実現に向けた取組みを進めてまいります。

次に（２）についてお答えいたします。

近年、子どもたちを取り巻く環境や状況、教育ニーズが多様化する中で、一人ひとりの個性に応じた学びの場や主体的に学ぶことができる教育活動を提供することの重要性は、ますます高まっております。

そのような中、議員ご提案の小規模特認校につきましては、小規模校ならではの少人数教育のメリットを活かした教育活動が可能となります。例えば、一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな指導や地域と連携した体験的な学習など、特色ある教育活動を行うことが挙げられます。そのようなことから、小規模特認校が、子どもたちが安心して学び、それぞれの可能性を最大限に伸ばすことができる教育環境の一つであると認識しております。

一方で、制度導入にあたっては、対象校の受け入れ体制の整備、特色ある教育

プログラムの開発などが必要であります。また、市域全体からの受け入れを想定いたしますと、保護者の通学負担や遠距離通学における安全確保以外に、小学校において小規模特認校を設置した場合、卒業後は、居住地域の中学校に進学することとなり、いわゆる中1ギャップも想定されますことから、慎重に検討する必要があります。

しかしながら、本市教育委員会といたしましては、「誰一人取り残されない学びの場」の保障としての小規模特認校につきましては、有効な施策の一つであると考えております。このことから、他自治体の先行事例や課題解決策、運用状況を研究するとともに、本市の実情に即したものとなるよう、地域の皆様や学校現場、そして何より子どもたちや保護者のご意見を丁寧に伺いながら、すべての子どもたちにとって最善な教育環境づくりについて、検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

4. 東西の（仮称）こども・子育てプラザができるまでの時限措置として、すばるホールの「ふれあいひろば」に、天候に関係なく子連れが自由に遊びに行ける「こどもの遊び場」の設置を求めて

（1）これまでのこどもの遊び場を求める市民の声には、どのようなものがあったのか

（2）すばるホールの「ふれあいひろば」の設置の経過と、これまでの活用の経過について

（3）金剛中央公園に建設予定の（仮称）こども・子育てプラザの建設予定が、公募中止を受けて実質的に延期される可能性を受け、ますます屋内の「こどもの遊び場」が必要と考えるが、市の見解は？

【答弁】

4. 東西の（仮称）こども・子育てプラザができるまでの時限措置として、すばるホールの「ふれあいひろば」に、天候に関係なく子連れが自由に遊びに行ける「こどもの遊び場」の設置を求めての（1）から（3）につきまして、順次お答えします。

まず、（1）について、お答えいたします。

令和5年度の「第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画」策定に伴い実施したニーズ調査では、「今後、充実を図ってほしい子育て支援」の設問に対し、「親子が安心して集まれる屋内の遊戯施設を整備してほしい」と回答した人が43.2%と最も多くみられました。

また、令和6年度の「富田林市こどもの権利条例」の制定に向け実施した市民アンケート調査では、「子どもたちが富田林市について、もっとうなったらいいなと思うことは何だと思えますか」という設問に対して、約半数の人が「公園や遊ぶ場所を増やす」と回答しており、「こどもの遊び場」に対するニーズが高いことが分かりました。

次に、(2) についてお答えいたします。

すばるホールのふれあいひろばでございますが、平成15年9月1日に、それまで設置されていた「科学展示室」を改装し、パソコンコーナーや図書コーナーを備えた施設として開場いたしました。当時はまだ各家庭にパソコンが普及し始めた頃でしたが、パソコンの普及とともに徐々に来場者も減少したことから、平成23年6月末をもって閉場いたしました。閉場以降の当該スペースにつきましては、パソコン教室を開催する際に使用しているほか、イベントを行う際の出演者等の控室や、備品等の保管場所などに使用しております。

最後に、(3) についてお答えいたします。

先述のとおり、こどもの遊び場に関するニーズが高いことを認識する中で、市内東西に児童厚生施設としての児童館機能を含めた「(仮称) こども・子育てプラザ」の整備計画を進めているところです。

施設ができるまでの間、すばるホールのふれあいひろばを活用した、こどもを連れて自由に遊べる場所の開設は、子育て支援の充実を図り、育児負担の軽減、隣接するつどいの広場の利用促進にもつながることが期待できます。

一方で、こどもが利用するにあたっての施設改修や、常駐する職員の配置も必要と考えられますので、その費用負担や財源確保は課題となるところです。また、すばるホールにおいては、現在も庁舎建て替え工事に伴う機能分散により施設機能が制限されている状況や、先述のとおり、指定管理者の公益財団法人富田林市文化振興事業団による使用もありますことから、新たな利用については、市の意向だけではなく、指定管理者や各文化活動団体等との調整や一定の経費負担も必要と考えます。

これら必要性和課題の両面を考慮し、すばるホールでの実施を含めたこどもの遊び場の設置について、引き続き他市事例等も参考に、研究してまいります。

5. 利用しやすいスポーツ施設の整備について

- (1) 金剛中央グラウンド廃止にともなう、代替グラウンドについて
- (2) 金剛東グラウンドへの照明設備の設置について

【答弁】

ご質問の5. 利用しやすいスポーツ施設の整備についての(1)(2)について、順次お答えいたします。

はじめに(1)についてですが、これまで50年以上もの間、市民の方々に親しまれてきた金剛中央公園内の現在のスポーツ施設はまもなくその機能を終え、金剛中央公園・多機能複合施設等整備基本計画に基づき、青少年スポーツホールは子育て支援機能や健康増進機能などを持つ新たな多機能複合施設に、金剛中央グラウンドは新たな芝生広場・多目的広場にリニューアルする予定です。

今後、金剛中央グラウンドは、野球やサッカーなどで利用できなくなりますが、金剛中央グラウンドを利用されていた皆さまにはその代替グラウンドとして、金剛東グラウンド、総合スポーツ公園野球場及び多目的競技場、市内石川河川敷各グラウンドなどを利用いただくことを想定しております。

続きまして(2)についてですが、金剛中央グラウンドの廃止にともない、その代替となる金剛東グラウンドに照明設備を付けて利用時間帯を増やすことは、利用者の拡大につながると考えます。一方で軟式野球を例にあげますと、JIS 日本産業規格で定めておりますスポーツ照明基準では、一般的な競技としての使用の場合、500ルクス程度の照度が必要となり、その照度を確保する照明塔の設置及び電気工事など多額の初期投資が必要となることに加え、周辺にはマンションや戸建て住宅が立ち並んでおり、照明の光だけでなく、音の影響についても考えなければなりません。いずれにいたしましても、本市のスポーツ施設につきましては、全般的に老朽化の課題に直面をしている状況であり、まずは老朽化への対策などを優先して進めてまいりますが、夜間使用の影響について、他市事例も

参考に調査研究をするとともに、必要に応じて、そのニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

1. 藤沢台小学校グラウンドにおける危険物埋没の問題について

- (1) 本件に関する市の実情把握について
- (2) 児童の安全確保に向けた今後の対応策について
- (3) 他校グラウンドでの同様事態の有無と、全体的な安全点検の必要性について

【答弁】

それでは、1. 藤沢台小学校グラウンドにおける危険物埋没の問題についての(1)から(3)は関連しますので一括してお答えいたします。

令和7年6月9日に藤沢台小学校のグラウンドを利用されている方より、「地中より鉄筋が露出し、危険なので緊急的に掘り起こした。」と連絡を受け、掘り起こされたコンクリート片が付着した鉄筋と、拳大ほどの大きさの石を確認しました。

掘り起こした位置を再度、掘り起こしたところ、5センチ程度の石が多数掘り起こされたため、緊急の対応としまして、6月12日に学校校務員による金属探知機での捜索及び、H鋼による整地と石の除去を行いました。

当該校では、過去にも鉄筋等の金属物や大きめの石が埋まっていた事案があり、その都度、教職員や学校校務員にてH鋼を利用した整地と石の除去、土の補充を行い、安全の確保を行ってきました。

この度の事案につきましては、経年による表層土の流出や劣化が原因で、下部にある基層や、造成時に紛れ込んだものが露出したのではないかと考察しておりますが、これらの物は学校の運営にあたり、危険因子であることに違いがないので、今後は専門的な意見を取り入れながら除去及び整地に必要な対応に努めてまいります。

次に、他校のグラウンドにつきましては、同様の事案報告はありませんが、過去にはガラス片やクギが出てきたとの報告を受けております。雨水の流れ道、凹凸の整備といった小規模なものであれば、学校校務員でも十分な対応が可能と考

えておりますが、いま一度、全校で目視や部分的な掘り起こし、金属探知機による危険物の確認等点検を行い、状況に応じて専門的な調査や点検を取り入れ、安全安心な環境整備を行います。

以上、お答えとさせていただきます。

4. 部活動の地域展開について

- (1) 地域展開に向けた本市独自のプランニングおよび教師の兼職兼業に関する取り組み状況について
- (2) 地域展開における本市独自策としての「拠点校方式」の導入について
- (3) 指導者確保および関係団体との調整に向けた「プロジェクトチーム」設置について

【答弁】

4. 部活動の地域展開についての(1)～(3)についてお答えいたします。まず、(1)について、お答えいたします。

国において、学校における部活動の地域展開については、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保することにより、地域の子どもは地域で育てるという意識の下、多様で豊かな活動を実現すること、また、地域住民にとってもより良いスポーツ・文化芸術の環境整備が進み、スポーツ・文化芸術によるまちづくりにつながるものと示されています。

本市では、令和5年7月に教育指導室、生涯学習課の室課において「部活動の地域移行検討委員会」を設置し、中学校長会代表と継続的に部活動の地域展開にむけて会議をもち、先進自治体の事例の共有、地域展開にかかるロードマップの作成と部活動の在り方等に関する方針の改定にむけての検討を進めております。

この動きの中で、本市の5中学校の野球部につきましては、令和5年度より合同部活動のモデル実施を行っております。本市中学校において野球部の指導にあたってきた元管理職等、指導技術を持つ部活動指導員を2名配置し、生徒の指導ニーズにこたえるとともに、教員の負担軽減を図っております。また、今年度より拠点校方式部活動についても、喜志中学校卓球部においてモデル実施し、金剛中学校サッカー部では実施に向けた準備を行っております。

また、教員の兼職兼業につきましては、部活動の地域展開にあたり指導者を確

保する上で、有効な対応策の一つであると認識しております。学校部活動における教育的意義を理解している教員が自らの希望により、地域において、生徒への指導にあたることは、技術の習得のみならず人格形成等といった観点から意義のあることと考えております。

しかしながら、部活動の地域展開の目的の一つとして、教員の働き方改革を進めることも求められておりますことから、兼職兼業として指導を行った場合も原則勤務時間としてカウントされることとなり、勤務時間の増加による健康状態や本来業務である学校教育活動への影響、また、他の教員の業務負担増加等の課題が想定されますことから、引き続き、府教育庁から参考送付されている府立学校における兼職兼業の通知や先進自治体の事例等を参考にしながら、仕組みづくりについて検討してまいります。

次に、(2)について、お答えします。

本市教育委員会といたしましては、部活動の地域展開において、子どもたちの興味・関心に応じて部活動を選択できる環境の整備を行うことは重要であると認識しております。また、従前までの学校部活動から合同部活動及び拠点校方式部活動への段階を経て地域クラブ活動へ移行していくことは、スムーズに部活動の地域展開を進めることが期待できることから、部活動の地域展開における段階的な措置として拠点校方式部活動を進めてまいりたいと考えております。その際、市全体の合同部活動や拠点校方式部活動の統一した運用方法について、検討するとともに、外部人材指導者の配置や、クラブチーム化等、さまざまな実施形態を視野に入れて検討を進めてまいります。

最後に、(3)について、お答えします。

現在、本市の部活動の地域展開検討委員会につきましては、教育指導室、生涯学習課の担当者、中学校校長会代表者で学校現場の意見を取り入れつつ、部活動の地域展開に向け、実務的な打ち合わせも併せて実施しております。しかし、今後、部活動の地域展開を具現化するにあたっては、保護者の方の理解や協力、ま

た地域におけるスポーツ・文化芸術活動の環境整備にあたっては関係競技団体・文化団体の方々との協働が必要となることから、協議体の持ち方や構成員について教育委員会において検討しているところでございます。

本市教育委員会といたしましては、議員ご指摘の通り、今後の地域展開を推進していくためには、さまざまな方々からより多角的な視点に立ったご意見をいただく場を設定することが必要であると考えておりますことから、引き続き議員ご提案のプロジェクトチームの設置にむけて検討してまいります。

以上でお答えとさせていただきます。

5. 分割校問題について

- (1) 分割校の現状に対する認識と児童に与える影響について
- (2) 本市の教育方針との整合性について
 - ①分割校の仕組みが中1ギャップ解消に与える影響
 - ②小中一貫教育推進に対する阻害要因としての認識
- (3) 分割校設置の経過と住民・保護者・子どもたちの意思の扱いについて
 - ①分割校設定に至った当時の具体的な経緯
 - ②その後の見直し検討の有無
- (4) 分割校の児童・保護者への選択肢確保について
 - ①制度的に選択制を導入する余地があるのか
 - ②今後の検討予定はあるのか
- (5) 今後の対応・改善について

【答弁】

5.分割校問題について順次お答えいたします。

まず、(1)について、お答えいたします。

本市立小中学校は、明治初期から徐々に各地域に創立され、人口の増加に伴いその数を増やしてまいりました。現在の通学区域につきましては、その歴史的な経緯やさまざまな地域背景を踏まえた上で、お住いの町名等により指定しているところです。その結果、議員ご指摘のように、彼方、錦郡、久野喜台、藤沢台の4小学校につきましては、同一の学校区内であっても居住地によって進学指定先の中学校が異なる「分割校」の状況に至っているものでございます。この現状につきましては、新しい出会いが期待できる側面もあるものの、小学校6年間を共に過ごした仲間が分割される状況に対する児童の不安感も想定されます。そのことを踏まえ、子どもたちや保護者の方の心情をおもんばかりつつ、スムーズな中学校進学に向けてサポートする必要があると考え、小中の教職員が十分に連携し、

取組みを進めております。

次に、(2)の①②について、お答えします。

まず、分割校が中1ギャップ解消に与える影響としましては、中学校入学時に同じ小学校から進学する仲間の割合が少ない場合、生徒が周囲の環境に戸惑いを感じ、人間関係づくり等に不安を覚えることでギャップの解消に時間がかかってしまうことなどが想定されます。また、本市立小中学校全体で小中一貫教育の研究を進めるにあたりましては、9年間の系統性を持った教育課程の編成が重要であり、その点からも中学校区に分割校がある状況は課題の一つとなっております。これらを踏まえ、現在は、小学校間での交流の取組みや中学校の教師による小学校への出前授業、それぞれの児童が進学先の中学校へ出向き一緒に体験授業を受けるなど、入学前から児童と教師間や児童同士の関係性を高め、入学後の円滑な中学校生活へつながるように努めております。

次に、(3)の①②について、お答えします。

本市立小学校の通学区域を定めた経緯につきましては、地域コミュニティのつながりの他、人口増加や宅地開発などに伴い、それぞれの地域でさまざまな経緯がございますことから具体的な経緯を一概にお答えすることは困難です。

また、その後の見直しにつきましては、新たな住宅の開発などにより、児童生徒の大幅な増加が見込まれる状況が生じた場合などには、校区対策委員会を開催し校区の見直しが議論されてまいりましたが、近年は学校の収容人数を超えるほどの大幅な増加が見込まれなかったことから見直しの議論には至っておりません。

次に、(4)の①②についてお答えします。

現段階において、現在の通学区域が設定されてきたさまざまな経緯や背景から、選択制を導入することには慎重な議論が必要であると考えます。しかしながら、本市教育委員会といたしましては、子どもたちにより良い教育環境を提供するという観点から小中一貫教育の研究を進めておりますことから、議員ご提案のように、希望すれば多数側の中学校へ進学できる仕組みのような柔軟な対応も含めま

して、今後、研究を進める必要があると考えております。

最後に、(5)についてお答えします。

本市教育委員会といたしましては、先行実施しております彩和学園の小中一貫教育の研究から得られた成果や、二小一中校区である第一中学校区、喜志中学校区で実施中の同研究の知見をもとに、市域全体に小中一貫教育の利点を展開したいと考えております。今後、義務教育の接続期をスムーズにつなぐことができる最善の環境を子どもたちに保障するという観点から、他の自治体の先進事例等も参考に分割校の問題について検討し、改善を図ってまいります。

以上でお答えとさせていただきます。

2. L G B T理解増進法における本市での取り組みと今後の方針について

※本市で性的マイノリティに関する誤解や偏見に基づく教育が行われていないことも確認する

(1) 本市教育における人権教育の取り組みとその根拠について

(2) 幼稚園における人権教育の位置づけと法の解釈について

(3) L G B T教育への不安解消と当事者理解の促進について

①教育現場における不安解消と相互理解の取り組みについて

【答弁】

ご質問の2. L G B T理解増進法における本市での取り組みと今後の方針についての(1)から(6)につきまして、順次お答えいたします。

まず(1)についてお答えいたします。

本市立の幼稚園・小中学校における人権教育につきましては、学校教育法及び同施行規則により定められた学習指導要領及び第2次富田林市人権行政推進基本計画に基づき、各学校園が子どもたちの実態に合わせて取り組んでおります。とりわけ、議員ご質問の性の多様性につきましては「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の趣旨を踏まえた上で、各中学校区で9年間を通じた教育課程を毎年研究する中で取り組んでおります。つきましては、医療介入や特定の性自認を誘導する意図は本市の学校教育の中に存在しません。引き続き、人権教育を学校教育の中心に据えて、公教育の観点から偏ることなくお互いの違いを認め合う多様性を尊重する態度について、子どもたちの発達段階を考慮した教育を行ってまいります。

次に(2)についてお答えいたします。

本市立幼稚園におきましては、幼稚園教育要領に基づき、幼児がお互いを尊重し違いを認め合うことができる集団となるよう、発達段階に応じた人権教育を行っております。本市教育委員会といたしましても、市立幼稚園における人権教育

が適切に実施されてきたものと考えております。引き続き、市立幼稚園の教育計画の中で、お互いを尊重し、違いを認め合うことを取り扱う絵本の読み聞かせ等の取組みを行ってまいります。一方で、令和5年6月に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に「幼稚園を除く」と示されておりますことから、幼児教育におきましては性別や性自認に特化する内容を取り扱うことは努力義務に含まれていないと考えています。このことから、幼児の発達段階を踏まえ当事者との直接の出会いを通して違いを認め合うことを学ぶ教育活動は実施しておりません。

本市教育委員会といたしましては、幼児期における人権教育では、子どもたちがそれぞれの違いを認めあい、自分らしく生きることの大切さを知るとともに、お互いを尊重する気持ちを育むことが主な目的であると考えておりますことから、引き続き、多様な仲間の理解につながる人権教育の実施に努めてまいります。

次に（3）の①についてお答えいたします。

本市教育委員会では、性に関わることにつきましては、子どもたち一人ひとりの認識や様々な情報に対する気持ちのゆれは異なるものと認識しております。また、犯罪行為と性的マイノリティを結びつけるような情報やそれらに基づく偏見に惑わされることなく、安心して学校生活を送り、ともに学び合うことができる環境づくりが大切であると考えております。引き続き、府教育庁発行の冊子「性の多様性の理解を進めるために」等の内容もふまえ、子どもたちの発達段階に合わせた適切な人権教育に取り組んでまいります。

1. 本市に在籍している海外につながるのある児童生徒について。

(1) 海外につながるのある児童生徒の円滑な受け入れと教育支援体制の強化について。

①日本語指導が必要な児童生徒、特に急な編入があった場合に備えた受け入れ初期支援体制は、本市で整備されているか、もしくは再整備が必要ではないか、本市でも独自の受け入れ体制を強化すべきと考えるが、本市の見解を聞く。

※門真市や、津山市、甲賀市、伊勢崎市、上田市の先進的な取組みについて言及する。

②日本語指導や学習支援を担う専門人材や日本語指導員の確保と育成について、本市の現状と今後の方針について、本市の見解を聞く。

※地域の通訳ボランティアやとんだばやし国際交流協会との連携についても聞く。

【答弁】

1. 海外につながるのある児童生徒の円滑な受け入れと教育支援体制の強化についての(1)①②について順次お答えいたします。

まず(1)①につきまして、本市教育委員会では、平成21年に策定された「富田林市多文化共生推進指針」に基づき、すべての市立小中学校で多文化共生の学校づくりを進めるために、とんだばやし国際交流協会や学識経験者等ご協力のもと、平成23年に『多文化な学校へ ほっぷ すてっぷ じゃんぷ』という冊子をとりまとめ、教職員に広く周知し理解を深めました。その後、令和4年4月に大幅に内容を改訂し、日本語指導が必要な児童生徒で急な編入があった場合の「受け入れ初期支援マニュアル」を掲載し、各学校で適切に受け入れができるよう、初期支援体制について整備しているところでございます。しかしながら、昨今、年度途中に日本語指導が必要な児童生徒の急な編入が増加傾向にありますことから、他市の拠点校制度や日本語

初期指導等、先進事例も参考にしながら本市の実情に応じたよりよい支援体制づくりについて、引き続き取り組んでまいります。

次に、②についてお答えいたします。

本市の現状といたしましては、日本語指導を専門に行う日本語指導加配教員が4名配置されており、市内の小中学校を巡回しながら日本語指導を行っております。また、本市独自の取組みとしては、一人一台端末等のICT機器等を活用するとともに、当該の子どもや保護者の母語を理解し、子どもや保護者を支援する日本語指導員を12名配置し、日本語指導や母語支援を行っております。また、共生ネット支援事業としてとんだばやし国際交流協会や学校と連携し、子どもや保護者同士がつながり安心して過ごせる場になるようにサマースクールやクリスマス会などの行事を通じた取組みも進めています。しかしながら、日本語指導員に関しましては、言語が多様化していることによる確保の難しさや日本語指導を必要とする子どもが市域に点在していることから、すべての子どもに対して十分に配置できていない状況にあります。

本市教育委員会といたしましては、今後、日本語指導を必要とする児童生徒がさらに増加することが予測されますことから、外国にルーツをもつ児童生徒が安心して本市の学校で学ぶことができるよう、日本語指導加配教員の充実につきまして、国・府に要望するとともに、引き続き、とんだばやし国際交流協会と連携しながら多様なニーズに応えられるよう様々な取組を進めてまいります。以上で、お答えとさせていただきます。

3. 市立図書館の充実を求めて

- (1) 日頃の図書館活動について聞く。
- (2) 図書館児童書充実プロジェクトクラウドファンディング型ふるさと納税の実施について
 - ①実施を決定するまでの過程と、この事業を行う意義について市の見解を聞く。
 - ②締め切り後の達成状況と何を何冊充実できる見通しか聞く。
 - ③寄附額は、従来の予算に上積みされたのか、また、図書購入費の予算の推移とその増減の理由を聞く。
- (3) 市直営で行う図書館事業は市で財源確保に努めるべきだと考えるが、市の見解を聞く。

【答弁】

ご質問の3. 市立図書館の充実をもとめての(1)から(3)について順次お答えいたします。

はじめに(1)についてですが、本市図書館では、図書館法の理念に基づき、市民の「読みたい」「知りたい」「学びたい」に応えるため、ひとりでも多くの市民の方に生涯学習の場として利用していただけるような図書館運営をめざし、乳幼児から高齢者まで、あらゆる世代の方に対応した蔵書構成とサービスの提供に努めております。

また、第3次富田林市こども読書活動推進計画に基づき、常に子どものそばに本のある環境をめざし、子どもの読書活動を支援しております。

次に(2)の①につきましては、本市の政策形成プロセスを経た事業であり、市民または全国の方々から共感の得やすいテーマであるか、などの観点を踏まえ、実施の判断をしております。

このたびの児童書充実に向けたクラウドファンディングの意義につきましては、富田林版こどもまんなか社会の実現を掲げている中で、第3次富田林市子ども読書活動推進計画に基づき、学校支援をはじめとする子どもの読書環境の充実を推進するものでございます。

続きまして②につきましては、今回のクラウドファンディングの目標額を100万円と設定し、民間事業者の専用サイトを通じて本年11月30日まで募集した結果、93名の皆さまから合計1,072,000円のご寄附をいただきました。

また、このクラウドファンディングの実施にあわせ、市に直接寄附をいただいた個人や団体、企業の皆さまからも、1,257,998円のご寄附があり、専用サイトからの寄附と合わせまして、総額2,329,998円となりました。

このたびの寄附金の使途については、読み聞かせに活用する資料で約350冊、学校支援に活用する資料で約550冊、海外にルーツを持つ子どもたちへの資料で約200冊の購入を予定しております。

続きまして、③につきましては、毎年の図書等購入費予算に加えまして、子どもの読書環境のより一層の充実を図るため、予算を上積みしたものでございます。

また、本市図書館の当初予算の図書等購入費の推移ですが、人口減少や財政状況等を総合的に勘案いたしまして、年約1%の減額となっており、額で申し上げますと、令和5年度は19,044千円、令和6年度は18,871千円、今年度につきましては、18,682千円と、上積み分として、クラウドファンディングの目標額1,000千円から経費を差し引いた846千円を合わせて19,528千円となっております。

最後に（3）につきましては、図書館事業は市にとって重要な公共サービスであり、その実施に必要な財源は市が確保すべきものと認識しております。一方で厳しい財政状況であることから、新規または拡充事業等の実施に向けて、今回実施したクラウドファンディングを含め、有効な財源確保の手法について引き続き検討してまいります。